一般財団法人重症筋無力症かけはし基金　個人情報保護規程

(目的)

第1条　本規程は、一般財団法人重症筋無力症かけはし基金(以下「当基金」という。)における個人情報の適法かつ適切な取扱いの確保に関して基本的事項を定め、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条　本規程において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 2 条第 1 項に規定する「個人情報」をいう。

(2) 「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報をいう。

(3) 「個人データ」とは、個人情報保護法第 16 条第 3 項に規定する個人データをいう。

(4) 「保有個人データ」とは、個人情報保護法第 16 条第 4 項に規定する保有個人データをいう。

(5) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 「役員等」とは、当基金の評議員、理事、監事及び顧問等並びに当基金との雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき当基金の業務に従事する者(嘱託、パートタイム職員、アルバイト職員及びボランティアスタッフを含む。)をいう。

(7) 「個人情報保護管理者」とは、当基金の個人情報保護対策に関する責任者をいう。

(8) 「相談窓口責任者」とは、個人情報の取扱いに関する問合せ及び苦情処理の責任者をいう。

2. 前項に定めるもののほか、本規程において用いられる用語は、個人情報保護法に定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第 3 条　本規程は、当基金のすべての役員等に適用するものとし、当基金の業務において取り扱うすべての個人情報に適用される。

2. 役員等は、退任又は退職後においても在任又は在籍中に取得した個人情報等については、この規程に従うものとする。

(プライバシーポリシー)

第 4 条　　当基金は、個人情報保護を推進する上での基本方針を策定し、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)(以下「本ポリシー」という。)として公表するとともに、これを実行し維持するものとする。

2.　　個人情報保護管理者は、役員等に本ポリシーの内容を周知するとともに、当基金のウェブサイトに掲載すること等の方法により、本人が容易に知り得る状態に置く。

(法令等の遵守)

第 5 条　　役員等は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護法その他の法令及び関連するガイドライン並びに本ポリシー、本規程その他の当基金の規程を理解し、遵守しなければならない。

(責任体制)

第 6 条　　当基金は、個人情報保護の取組みを推進するため、以下の体制を定め、必要な責任及び権限を付与する。

(1) 代表理事：個人情報保護管理者及び相談窓口責任者の任命等を行い、個人情報保護に関する責任体制の確立に必要な資源を確保する。

(2) 個人情報保護管理者：当基金における個人情報の取扱いが個人情報保護法その他の法令及び関連するガイドライン並びに本ポリシー、本規程その他の当基金の規程に従って行われることを確保するため、基金全体における対策を講じる。

(3) 相談窓口責任者：当基金の個人情報の取扱いに関する問合せ・苦情等の受付対応をするとともに、当該問合せ・苦情等の内容を分析、事実関係の調査及び原因の究明並びに再発防止策の検討等を行い本規程の運用に反映させる。

2.　　代表理事、個人情報保護管理者及び相談窓口責任者は、これを兼ねることができる。

(個人情報の取得)

第 7 条　　当基金は、適法かつ公正な手段により個人情報を取得しなければならず、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。また、要配慮個人情報については、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

2.　　役員等は、個人情報の取得の適法性又は公正性について疑問をもった場合には、事前に個人情報保護管理者に確認しなければならない。

3.　　当基金は、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければ

ならない。

4. 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

(第三者提供を受ける場合)

第 8 条　当基金は、第三者から個人データの提供を受ける場合には、法令に定める場合を除き、次に掲げる事項の確認を行うものとする。

(1) 当該第三者の氏名又は名称、住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2. 前項の確認を行ったときは、法令の定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の法令で定める事項に関する記録を作成し、法令で定める期間保存しなければならない。

(利用目的)

第 9 条　当基金は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2. 当基金は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。また、利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

3. 当基金は、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(第三者提供の制限)

第 10 条　当基金は、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(第三者提供にかかる記録)

第 11 条　当基金は、法令に定める場合を除き、個人データを第三者に提供したときは、法令の定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の事項に関する記録を作成し、法令で定める期間保存しなければならない。

(個人データの正確性の確保)

第 12 条　　当基金は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、法令に基づき保存が必要な場合を除き、遅滞なく当該個人データを消去するよう努めなければならない。

2.　　個人データ又はこれが記録された書類、機器及び電子媒体等を廃棄する場合には、復元できない手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第 13 条　　当基金は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 組織的安全管理措置(管理体制の整備、取扱状況の点検及び漏えい等に対応する体制の整備)

(2) 人的安全管理措置(役員等に対する教育及び監督)

(3) 物理的安全管理措置(書類・機器・電子媒体等の盗難・紛失の防止、持出しの制限及び復元できない方法による廃棄)

(4) 技術的安全管理措置(個人データへのアクセス制御及び不正アクセス等からの保護)

2.　　前項の措置の具体的な取扱方法は、代表理事が別に定める。

3.　　役員等は、前 2 項の定めに従い、個人データを取り扱わなければならない。

(役員等の監督)

第 14 条　　個人情報保護管理者は、役員等に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、役員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第 15 条　　個人情報保護管理者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な委託先を選定し、当該委託先との間で安全管理措置の遵守その他必要な事項を定めた契約を締結するとともに、当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育)

第 16 条　　個人情報保護管理者は、役員等に対し、個人情報の適正な取扱いに関する教育を、定期的に実施しなければならない。

(点検)

第 17 条　　個人情報保護管理者は、個人情報の取扱状況を定期的に点検し、その結果を代

表理事に報告するとともに、必要があると認めるときは、改善のための措置を講じなければならない。

(通報・調査義務)

第 18 条　役員等は、個人データの漏えい、滅失若しくは毀損(以下「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがあることを知ったときは、直ちに、個人情報保護管理者に通報しなければならない。

2. 個人情報保護管理者は、前項の通報を受けたときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(個人情報保護委員会への報告及び本人への通知)

第 19 条　個人情報保護管理者は、前条の調査の結果、漏えい等(当基金が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものの漏えい等を含む。)であって次の各号のいずれかに該当する事態が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、速やかに代表理事に報告するとともに、法令の定めるところにより、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行わなければならない。本人への通知が困難な場合には、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講じるものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある行為による個人データの漏えい等

(4) 個人データに係る本人の数が 1000 人を超える漏えい等

2. 個人情報保護管理者は、漏えい等に対する具体的な対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定し、実施しなければならない。

(保有個人データの利用目的の通知請求)

第 20 条　当基金は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用目的の通知を請求された場合には、法令に定める場合を除き、遅滞なくこれに応じなければならない。

(保有個人データの開示請求)

第 21 条　当基金は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、開示を請求された場合には、法令に定める場合を除き、遅滞なく当該本人が請求した開示方法により開示しなければならない。

(保有個人データの訂正等請求)

第 22 条　　当基金は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実と異なるとの理由で、当該保有個人データの訂正、追加又は削除を請求された場合には、法令に定める場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて訂正、追加又は削除の対応をしなければならない。

(保有個人データの利用停止等の請求)

第 23 条　　当基金は、本人から、個人情報保護法第 35 条第 1 項、第 3 項又は第 5 項に定める事由に該当するとして、当該本人が識別される保有個人データについて、利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止を請求されたときは、法令に定める場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、当該請求に理由があることが判明したときは、法令の定めるところにより、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。

(苦情の処理)

第 24 条　　相談窓口責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとし、個人情報保護管理者に対し、苦情の内容を適宜報告するものとする。

(改廃)

第 25 条　　本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

本規程は、2026 年 11 月 10 日から施行する。